

○岡田議長 これより会派の議員による関連質問に入ります。
初めに、西野議員。

〔西野議員質問席へ〕

○西野議員 会派自由創政、つくります！米子の「トリセツ」、西野太一でございます。先ほどの戸田議員の代表質問に関連した質問、2点させていただきます。

まずは、国家公務員兼業緩和による本市職員の兼業について。

令和8年度、4月から国家公務員の兼業が大幅に緩和されるようです。前回の質問で、本市職員における兼業の在り方について研究していくと言われましたが、この国家公務員兼業緩和による地方公務員への影響をどのように認識しているのかお聞かせください。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 国家公務員の兼業緩和に係る地方公務員への影響についてでございますが、新たに緩和される国家公務員の兼業の概要は、職員の有する知識・技能を生かした事業や社会貢献に資する事業を自営で行う場合に兼業として承認可能となるものでございます。一方で、地方公務員の兼業は、これまでも地域の実情に応じた環境整備が求められてきておりまして、本市では、既に米子市職員兼業許可等事務取扱規程を整備しております。新たに緩和される国家公務員の自営兼業に該当する事業につきましても、職務遂行に支障のない範囲で承認可能としているところでございます。以上です。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 それでは、現在の米子市職員兼業許可等事務取扱規

程の規定内容と許可件数の推移についてお聞かせください。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 この規程でございますが、米子市職員の営利企業の従事等の制限に関する規則というのがございまして、この規則に基づいて兼業の許可等に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めたものでございます。兼業許可の申請手続、兼業の許可をしない場合の基準、地域貢献活動に関する兼業の許可の特例などを定めているものでございます。

過去3年間の兼業許可の件数でございますが、令和5年度が4件、令和6年度が3件、令和7年度が4件でございます。その内容としましては、地域社会への貢献、スポーツインストラクター、家業への従事などとなっており、件数及び内容につきましては、年度において大きな変動は見られない状況でございます。以上です。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 本市職員の兼業件数は、年間3件、4件のようです。これが多いのか少ないのかは分かりませんが、現段階、または兼業が緩和されることを想定し、民間事業者や市と関係のある団体との兼業に利益相反などの懸念について、どのようなチェック体制があるのか、必要なのか、考えているのかお聞かせください。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 先ほど申しました米子市職員兼業許可等事務取扱規程などにのっとりまして、兼業許可について公平な判断のできる体制が必要でございます。現段階におきましても民間事業者や市と関係のある団体との兼業において懸念事項などがある場合

には、必要に応じて本人への聞き取りや関連資料の提供を求め、厳正な審査を行っております。また、実務におきましては、兼業許可申請前に職員から兼業に関する相談を受けておりまして、可能な限り事前に兼業に関する懸念事項についての確認を行っているところでございます。以上です。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 職員の兼業が緩和されてきても、引き続き厳正な審査をお願いいたします。

次に、人口減少、若手人材の都市部流出が進む中、兼業の緩和は、職員の定着や採用力強化、また地元中小企業の人手不足改善につながると考えます。まずは本市職員が国家公務員の兼業緩和を受けて、兼業についてどのように考えているのか、聞き取りやアンケート調査、これを行ってはどうか見解を伺います。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 現時点におきまして全庁的な職員意識調査の実施は考えておりませんが、地方公務員は、地方公務員法に定める職務に専念する義務がございますので、兼業規制の緩和は、まず本業である公務に支障がない範囲で行うことが大前提にはなりますものの、公務員が市民の一員として地域振興や社会貢献に資する活動に関与することが求められている背景もあるものと認識をしております。本市における兼業の許可件数や事前の相談件数は、先ほど申しましたように年間数件にとどまっている状況がございますので、改めて米子市職員兼業許可等事務取扱規程や兼業制度の趣旨及びその概要、また国の制度の緩和の背景などを含めまして、適切な制度の運用となりますよう、職員に周知を図ってまい

ります。以上です。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 近年、兼業、副業に関心を持つ職員も増えてきていると感じております。先日完成した職員採用案内のパンフレットを拝見しましたが、市役所職員として働くことの魅力が丁寧に伝わる、大変すばらしい内容であったと感じました。その上で、ぜひ今後加えていただきたい視点がございます。例えば〇〇係長が休日にだんだんバスの運転手として公共交通の担い手不足を補い地域の足を支えている、また、〇〇課長が農業の担い手不足を補うため休日には白ネギの収穫に汗を流しているといったように、職員一人一人が地域課題の解決に主体的に関わり、行政の枠を超えて地域を支えている姿を採用広報の中で発信していくという取組です。

出生数が年々減少し、今後ますます職員採用が厳しくなる中においては、給与や安定性だけではなく、地域と多様につながりながら働ける市役所、挑戦や社会貢献を後押しする職場という他市にはないカラーを打ち出すことが重要であると考えます。兼業を通じて地域に貢献し、自身のスキルや視野を広げながら働ける環境づくりと、その姿を積極的に発信することで、よりよい人材の確保につなげていただくことを強く要望いたします。

次に、現在の本市の教職員の兼職、兼業についての許可などについて伺います。

○岡田議長 浦林教育長。

○浦林教育長 教職員の兼職、兼業についてのお尋ねでございます。教職員の兼職、兼業につきましては、教育公務員特例法第1

7条に基づきまして、本務に支障のない範囲で市町村教育委員会
が認可の可否を判断することとなっております。本市の規程では、
兼職・兼業の希望がある場合は校長を通して営利企業従事等許可
願出書を市教育委員会に提出しまして許可を受けることとなっ
ております。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 次に、教職員の部活動指導に当たる手当についてで
すが、現在、教職員が部活動指導に従事する際の手当の在り方
については、部活動の地域移行、地域連携の推進と密接に関係し
ているものと認識しております。そこで伺います。今後、部活動
の地域移行が進む中において、希望する教職員が部活動指導員
または地域クラブ活動の指導者として兼業、副業の形で報酬を得
ながら指導に当たることは可能なのかお聞かせください。

○岡田議長 浦林教育長。

○浦林教育長 教職員の部活動指導に当たる手当等についてのお
尋ねでございます。部活動指導員は、学校部活動に対する教職員
の負担軽減や指導体制の充実を目的として市が任用します会計年
度任用職員でございます。そうしたことから、国が実施しており
ます部活動指導員配置支援事業におきましては、教職員が部活動
指導員となることを想定していないため、この補助金の対象外と
されております。したがって、教職員が部活動指導員として
報酬を受け取ることは制度上困難でございます。

一方、地域クラブの指導者として指導に当たることは、先ほど
述べた手続によりまして、報酬を得ながら指導に当たることは可
能でございます。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 それでは、現在、学校の先生の中で、地域クラブの指導者として報酬を得ている教員、何名ほどおられるのか。また、どのような地域クラブの指導に当たっているのかお聞かせください。

○岡田議長 浦林教育長。

○浦林教育長 地域クラブ指導に当たる教職員の実態についてのお尋ねでございます。現在のところ、本市の小中学校に勤務する教職員のうち、地域クラブの指導者として報酬を得ている者は2名というふうに把握しております。いずれも市内の柔道クラブの指導者として指導に当たっていただいております。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 休日に柔道の地域クラブの指導者として指導されている方が2名おられるということです。今後、部活動が地域クラブに移行していくと思われますので、兼業の緩和により、このような教職員が増えていくことを願います。

続きまして、平日の部活動に従事する教職員の処遇について質問させていただきます。近年、部活動の地域移行や教職員の働き方改革が進められる一方で、現状においては、平日の部活動指導について、勤務時間外に対応せざるを得ない教職員が多く存在していることを認識しております。こうした状況は教職員の長時間労働の一因となり、心身の負担増加や人材確保の観点からも課題であると考えます。特に平日の部活動は、教育活動の一環として位置づけられるものの、実態としては正規の勤務時間外を超えて指導に当たっているケースが多く、現在の処遇が十分とは言えな

い状況ではないでしょうか。そこで伺います。平日の部活動に従事する教職員に対し、勤務実態を適切に評価した上で、手当の支給など処遇改善を図る必要があると考えますが、本市教育委員会の見解と今後の対応方針についてお聞かせください。

○岡田議長 浦林教育長。

○浦林教育長 平日の部活動に従事する教職員の処遇改善についてのお尋ねでございます。教職員の勤務条件につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法に基づきまして、時間外勤務手当を支給しない代わりに教職調整額を支給する仕組みとなっております。平日の部活動につきましても、原則この制度の枠内で整理されております。

一方で、部活動が教員にとって長時間勤務の一因となっているということは国も認識しておりまして、中央教育審議会や文部科学省の有識者会議におきまして給特法の在り方や教職調整額の見直し、働き方改革を含む処遇改善の議論が進められているところでございます。

教職員の処遇改善につきましては、給与体系の見直しだけでなく、業務構造の見直しとを一体で捉える必要があるというふうに考えております。本市としましては、これまでも部活動指導員の配置拡充による顧問教員の負担軽減や、活動時間や休養日等、ガイドラインの遵守などを進めているところでございます。今後も国や県の動向を注視するとともに、現場の実情や課題を共有しながら、教職員の働く環境の適正化に努めてまいりたい、このように考えております。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 教職員の勤務条件については給特法の枠組みの中で整理されており、部活動指導についても原則として時間外勤務手当の対象とはならず、教職調整額によって対応されるという現状、また部活動が長時間勤務の一因であることは国も認識しており、給特法の在り方や処遇改善について国レベルで議論が進められていることは理解いたしました。一方で、本市においても部活動指導員の配置や活動時間のガイドライン厳守など業務構造の見直しによる負担軽減に取り組んでおられたことは評価したいと思います。

その上で、現場の教職員からは、働き方改革が進む一方で、依然として業務量と処遇との乖離を感じている声や、部活動の地域移行が進む中で、指導の専門性を生かした関わり方や、確保されつつある時間をどのように位置づけるのかといった新たな課題も聞こえております。

こうした中、国においては、国家公務員の兼業、副業の在り方についても見直しの動きがあり、教育現場においても、教職員の兼業を例外的に制限するものと捉えるだけでなく、働き方改革や人材確保、専門性の社会還元といった観点から整理していく必要があるのではないかと考え、このような質問をさせていただきました。

市の職員や教職員の兼業の在り方について質問してきましたが、兼業、副業の推進は、人手不足対策や人材確保という観点だけではなく、地域財政を支える所得税納税額の増加という側面からも重要な意義を持つと考えます。いわゆる団塊の世代がシニア世代

となり生産年齢人口が減少する中で、1980年代には8人で1人の高齢者を支えていた、そういった社会構造がありました。2050年には、もはや1.3人で1人の高齢者を支える時代になるとの指標も示されております。さらには、1980年代、生産年齢人口が多かったことに加え、24時間戦えますかという言葉に象徴されるように、働くことが社会を支える原動力となっておりました。一方、現代は生産年齢人口が減少しているにもかかわらず、労働時間には厳しい規制があり、人口減社会を誰がどのように支えていくのかという課題がより一層重くのしかかっております。

そのような中で、働く意欲のある方が兼業、副業を通じて地域課題の解決に関わり、収入を得て納税を行うという循環は、地域を支える極めて健全な姿であると考えます。兼業、副業は人手不足解消策であると同時に、所得税という地域の基盤を支える財源の確保にもつながる重要な取組だと考えます。働きたい方にはしっかり働いていただき、納税もしっかりしていただく、そのこと自体が地域貢献であり、市としても後押ししていくべき方向性ではないのでしょうか。これは今日の朝、通告したのですが、答弁していただければ、最後に伊木市長、考えをお聞かせください。

○岡田議長 伊木市長。

○伊木市長 西野議員の御指摘については、言われる限りにおいてはそのとおりだというふうに私は思いますが、やはり、例えば公務員の副業というのを考えたときには、先ほど部長が答弁したように、様々なルールを遵守した上での副業になるということは、これはもうやはり理解をしていただかなければならないというところ

ころでもございます。その中で、どれだけしっかりやっていただけるかという話ではないかというふうに私は理解をしております。

やり過ぎたときに、やはり本業がおろそかになるということも、これはあり得ると私は思っています。それが絶対駄目だということを使うわけじゃなく、だから駄目だというわけじゃなく、もしかしたら、人によっては副業を本業にするぐらいの職種転換というものもあり得るというふうに思っております。

かつて絵の上手な職員がおりまして、結果的にプロになりましたけども、そういう、当初は働きながら絵を描いていて、最初は趣味の程度だったかもしれませんが、だんだんそれがいろんなところに評価されて、ひいてはこれが、そっちを本業としてプロフェッショナルになると。これはこれで私はすばらしいというふうに思っております。

したがいまして、程度問題といいましょうか、ちょっと違うんですけど、程度問題という言葉はちょっと違いますね、どれぐらいその副業に対して思いを持ってやっていくか、同時に本業にもちゃんと力を入れてやっていただけるか、そこら辺のあんばいの問題かなというふうに思っております。したがいまして、積極的に副業を推奨するという事ではないんですけども、本業をしっかりとし、本務に精励していただきつつ、それぞれの皆さんの実力の中で、もし余裕があれば、地域にもしっかりと貢献していただきたいと、その気持ちは持ち続けていただきたいな、そして、その中でできることをやっていただきたいなというのが一つの基本的なスタンスではないかなというふうに思っております。

○岡田議長　西野議員。

○西野議員 市長、ありがとうございます。積極的にということではないですけど、市長の頭の片隅に、常にちょっと兼業、副業のことを、本当、頭の片隅でもいいんで置いて、これからこの兼業、副業を注目して行ってください。

続きまして、中心市街地におけるスケートボード広場整備について。

先日、ミラノ・コルティナオリンピックの日本選手のスノーボーダーが目覚ましい活躍がありました。これをきっかけにスノーボードをやってみたいと思う子どもたちもさらに増えてくると思います。

ちょっといきなり話はそれるんですが、米子市は小学校5年生になるとスキー教室があります。スノーボードバブル世代の我々の子どもたちの中には、親がスノーボードをやっていたので幼少期からスノーボードしかやったことがない子どもたち、結構増えてきていると思います。学校のスキー教室ではスキーしか選択肢がないと思いますので、そこでスノーボード経験者の子どもにはスノーボードを選択するよう、教育委員会において検討していただくことを要望しておきます。

これは決して私の娘のためじゃありません。私の娘はスキーしかやったことがないんで、これはあくまで教育環境の多様性についての要望ですので、御理解よろしくお願いします。

さて、同じ横乗りカルチャーのスケートボード広場整備についてですが、住んで楽しいまちを掲げている米子市、若者が県外に移住しない、そして県外から若者が移住して選ばれるまちになるためにも、中心市街地におけるアーバンスポーツ施設、スケート

ボード広場整備は重要な施策の一つであると考えます。

一方で、周辺環境への配慮などを含め、慎重に進めていかなければなりません。令和7年6月議会、私の質問で検証を進め、事務の進捗化を図ると答弁されましたが、現時点での具体的な検証内容と進捗状況を伺います。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 中心市街地におけるスケートボード広場の整備につきましては、候補地の選定に向けた検討を行っているところでございます。以上です。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 では、これまでに中心市街地における設置候補地の洗い出しや現地調査は実施されているのか。実施されている場合、その候補地数と重視している主な検討視点を伺います。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 候補地の検討状況といたしましては、市街地エリアの市有地から複数の候補地を抽出いたしまして、現地の状況などを確認してございます。

検討の主な視点といたしましては、敷地の広さや周辺の環境、近隣住民への影響などとし、検討を進めているところでございます。以上です。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 候補地を検討していると言いましたが、具体的にその検討している候補地とか複数あるんでしょうかお聞かせください。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 市内にある市有地というのは限られてございますので、利用頻度の低いような緑地であるとか、もしくは公民館の駐車場であるとか、そういったところを候補としては上げてございますが、まだ具体的な周辺の方々への聞き取りなどというところは進めているわけではございません。以上です。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 次に、安全施策、近隣配慮についてですが、スケートボード広場整備に当たっては、騒音対策や歩行者との動線分離など、周辺住民や商業者への配慮が重要と考えますが、どのような課題整理と対策検討がなされているのか伺います。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 整備に当たっての課題といたしましては、先ほど西野議員が御指摘されたとおり、近隣住民への騒音の影響や、歩行者の通行が想定される市有地の場合には動線のすみ分けなどが考えられます。そのため、それらの課題を整理し、対応を踏まえた整備候補地の検討を行っているところでございます。以上です。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 中心市街地でのスケートボード施設整備、この課題解決が鍵となりそうです。

では、既存施設とのすみ分けについてですが、本市では既に郊外に弓ヶ浜公園スケートボード施設があります。弓ヶ浜との役割分担やすみ分けについて、中心市街地に整備する意義をどのように整理しているのか、本市の見解を伺います。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 弓ヶ浜公園のスケートボード広場は、比較的上級者の方にも楽しんでいただける施設となっております。また、中心市街地からは離れた場所に位置してございます。新たに中心市街地に誰でも楽しんでいただけるスケートボード広場を整備することで、まちなかにおけるにぎわいの創出、子どもの居場所づくりやスケートボード人口の拡大などに寄与できると考えてございます。

また、現在、中心市街地の路上や空きスペースなど、安全性が確保されていない場所でスケートボードをしている若者たちに対しまして、安全にスケートボードを楽しんでいただくことができる場所を提供することもできるとも考えてございます。以上です。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 そうですね、まちなか、路上や歩行空間などで遊ぶのは危険なので、しっかり場所を提供してあげて、一般の市民の安全を守るという観点からも、中心市街地でのアーバンスポーツ施設は必要だと考えます。

次に、屋内施設の可能性ですが、中心市街地でのスケートボード広場整備については、騒音など周辺環境への配慮が大きな課題になると考えます。一方で、本市は地区体育館を含む公共施設の統廃合や再編も検討されていると認識しております。

江府町では、廃校利活用で体育館をBMX施設にして運営している方もいます。BMXって、オリンピック種目にも、東京オリンピックの種目にもあったんですけど、自転車ですケートボードパークみたいなことを、スケートボードパークのようなのを自転車でやる競技なんですけど、それ江府町にあるんですけど、こう

した公共施設の再利用の観点から屋内型スケートボード広場として活用する考えはないのか。また、そのような可能性がある施設が現時点で存在するのかお聞かせください。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 中心市街地のスケートボード広場の整備につきましては、市有地に屋外での整備を検討しているところでございます。そのため、既存の屋内公共施設を活用してスケートボード広場を整備することは考えてございません。

また、地区体育館につきましては、施設の老朽化に伴いまして廃止する方針でありますことから、現時点において活用可能性のある施設はないものと考えてございます。以上です。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 このような質問をしておいて、私も屋内より屋外が適正だなど。後の質問で言いますけど、そう思います。

次に、若者、利用者の意見反映について伺います。実際に利用する若者やスケーターの意見を検証や計画にどのように反映させていく考えなのか、意見聴取の手法について伺います。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 実際にスケートボードをされてる方々との面談、意見交換によりまして、ニーズの把握を行うこととしてございます。利用される方々のニーズにかなった施設として整備できますよう、整備候補地や施設の仕様などの検討に反映させていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 では、現段階でスケートボードをしている方々との

面談、意見交換会の実績、これがあるのかお聞かせください。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 実際には、以前にスケートボードのイベント的なものをされておられる方が元町のほうにおられまして、その方を通じまして高校生、中学生などの意見を今後伺いするような予定としてございます。以上です。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 次に、近隣では、境港市スケートボード広場、間もなく完成いたします。境港市は、施工の業者など、どのような人物からアドバイスをいただいたのか、分かればお聞かせください。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 境港市のスケートボード広場は竜ヶ山公園内に整備され、議員がおっしゃいますように、4月頃に供用開始をされる予定であるとのことでございます。

整備に当たりましては、障害物をコンクリート製のものにするなど、スケートボード利用者や施工実績のある事業者の方からいただいた意見を反映されたというふうに伺ってございます。以上です。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 境港市におけるスケートボード施設整備については、当初、本市の弓ヶ浜公園と同様に、いわゆるセクションアイテムを購入し、設置する方式が検討されていたと伺っております。しかし、その計画段階において、本市で活動するスケートボーダーから、既製品のセクションを置いただけでは、地元利用者はもとより県外からも人は集まらず、魅力ある施設にはならないとの助

言がなされました。その上で、日本各地でスケートボードパークの施工実績を有する専門業者を紹介し、競技者の視点を取り入れた結果、コンクリート製の一体型スケートボードパークとして整備されるに至ったと聞いております。このように、実際の利用者であるスケーターの意見を取り入れ、専門性の高い事業者と連携して計画を進めていくよう要望します。

次に、整備に当たっての財源になります。国・県補助金の活用や、また民間活力の導入なども想定しているのか伺います。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 現時点におきましては、整備に係る財源としましては、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金の活用を想定しているところでございます。以上です。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 スポーツ振興くじ助成金、先日の冬季オリンピックでの日本選手の活躍など、近年の日本選手の強さ、これまさにサッカーくじ t o t o の導入から始まりました。サッカーくじが始まる前、オリンピックや世界大会でもなかなか決勝にさえ進むことができない、柔道は除いてですね、メダルもほとんどの競技、取れなかったと思います。しかし、サッカーくじが導入されてからは、すごい日本人の選手の活躍が目立つようになりました。

今では年間売上げは、令和6年度1,330億円、過去最高売上げとなりました。税金に頼らぬ国民参加型の財源、オリンピック強化だけではなく、ジュニア育成、地域スポーツ、障がい者スポーツなど、日本スポーツの底上げに大きく貢献しております。私もたまにサッカーくじやりますが、全く当たりません。しかし、

こうして日本スポーツ全体の支援をしている、そう思えば、当然らなくても毎週買わないといけないと思います。

ちょっと少し話がそれましたが、このスポーツ振興くじ助成金の補助率、また本市でスポーツ振興くじの助成金の実績、そして他市のスポーツ振興くじ助成金を活用してのアーバンスポーツ施設どれぐらいあるのかお聞かせください。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 スケートボード広場を整備する際のスポーツ振興くじ助成金の助成率は事業費の3分の2で、上限といたしましては2,000万円でございます。本市におけるスポーツ振興くじの実績といたしましては、近年、施設整備費として東山陸上競技場の走路更新、東山庭球場の人工芝更新や弓浜コミュニティー広場の照明設備整備の際に助成を受けております。また、大型スポーツ用品の購入や皆生トライアスロン大会にも助成をいただいているところでございます。また、他の自治体におけるスポーツ振興くじ助成金を活用されたアーバンスポーツ施設の整備実績につきましては、鳥取市など複数の自治体が助成を受けておられまして、令和3年度から令和7年度の間には25件のスケートボード広場の整備をされておられる実績がございます。以上です。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 上限2,000万円ということは、3,000万円のスケートボード施設を造ったら2,000万円の補助で1,000万円、一般財源でできるということでございます。本市も数々のスポーツ振興くじ助成金を使った補助を獲得してますので、これ補助金の獲得については心配ないものと思います。財源となるスポーツ

振興くじの詳細ありがとうございました。

さて、施設整備計画において重要になってくるのが、今後のスケジュール感だと考えます。スケートボードは音の問題など、中心市街地においてはなかなか決まらない可能性もあります。やはり前進させていくためにも、ゴールの時期をこれ設定決めるべきだと思います。検証から具体的な方針決定、事業化に至るまでの今後のスケジュール感について、本市としての目安を伺います。

○岡田議長 伊木市長。

○伊木市長 スケジュールについて私のほうから答弁をいたしますが、先ほど局長からも答弁がございましたとおり、候補地についてはある程度、中心市街地の中で絞り込んでいるという状況がございます。ただどれも一長一短なところがございまして、最終的にここだという候補地に決めかねている状況がございます。やはりそれは先ほど申し上げたとおり、近隣の方々への配慮だとか、様々な課題をちょっと整理しなければならないということがあったりだとか、あるいは候補地としては場所はあったとしても、果たしてそこでよいのかというようなこともございます。つまり、スケートボードをやりたい少年たちが、あそこまで行ってやるかなということもいろいろ考えると、どれも一長一短といいましょうか、そういう状況がございます。したがって、その辺りの最終的な候補地の絞り込み、これさえできれば、もう速やかにこれはやっていきたいというふうに思っておりますが、現時点でちょっとそこまでできておりませんので、明確なスケジュールを述べる段にはないんですけれども、少なくとも絞り込みまではできたという話はここで報告させていただきたいと、そのような状況

でございます。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 絞り込みができたと言われますが、この絞り込みが私の質問に当てはまるのかどうか分かりませんが、候補地の選定に当たっては騒音や安全面、周辺環境など様々な課題があると考えますが、中心市街地のにぎわい創出という観点からは、駅周辺に人が集い、日常的に目に触れる場所があることが重要だと考えます。その観点から申し上げれば、だんだん広場あるいは文化ホール前広場、こちらがアーバンスポーツ施設の整備場所として適しているのではないかと考えます。特にだんだん広場については交番が隣接しており、子どもたちが安心して利用できる環境であること、また周辺に民家が少ないことに加え、過去に同広場で実施されたスケートボードイベントにおいて、騒音等のクレームが一切なかったと伺っております。また、スケートボードに限らずダンスの練習やスリー・オン・スリーバスケットボールなど複数のアーバンスポーツに対応した空間とすることで、若者が自然と集い、交流が生まれる場所となり、駅周辺のにぎわいにつながるものと考えます。これは伊木市長が掲げる本市の将来像である「住んで楽しいまち よなご」、これの実現に向けた取組としても大きな意義があると考えます。実際にスケートボード利用者からは、だんだん広場や文化ホール前広場、こちらにスケートボードパークができれば、一般の方々にも競技を見てもらうことができ、それをきっかけに子どもたちが興味を持つよい循環が生まれるとの声も伺っております。利用時間を例えば午前10時から午後6時まで限定するなど、運用面での配慮を行えば、近隣商業

施設、宿泊施設等の理解も得られるのではないかと考えます。

そこで伺いますが、だんだん広場や文化ホール前広場、アーバンスポーツ施設の整備の候補地とすることについて、市としてどのような見解をお持ちか伺いたします。あわせて、それぞれの広場において屋根を設置する場合、建蔽率を踏まえた上で設置可能な屋根の規模について、現時点で想定し得る範囲があればお示しください。また、P a r k - P F Iなどの民間活力を活用した場合における設置屋根の最大可能規模についても併せて見解を伺います。

○岡田議長 伊木市長。

○伊木市長 ただいまの質問について、後からの御質問であります屋根の件について、先にお答えさせていただきますが、それぞれの広場を屋根付広場として整備する際の屋根の面積につきまして、だんだん広場の場合、P a r k - P F Iを活用した場合には、最大で敷地面積の12%まで、文化ホール前広場におきましては、最大で敷地面積の80%までというふうになります。

そこで前段の御質問ですけれども、だんだん広場、文化ホール前、それぞれ挙げていただきました。これらは我々にとりましても候補地というふうに考えてはおります。

まずその一つ目、だんだん広場につきましては、今既に多様な使われ方がされているということがございまして、その多様な使い方とどれだけこの共存ができるのかというところに課題を見いだしております。ある程度面白いバンクなんかを設置した場合には、それ以外の使い方に制約が出てくると。議員御指摘のとおり、例えばダンスをする場所だとか、合わせた形のもので

あれば、これは当然考えたいと思いますが、ちょっとそこら辺にいろいろと難しい点があるのではないかと。もう一つは、ぐるりと商業施設なども囲われているところでして、駅から歩いてくる人たちとの歩行動線との交錯というものを整理しなければいけないという課題点というものがございます。

一方、文化ホール前の広場につきましては、だんだん広場よりはいわゆるデッドスペースというものが比較的広くありますので、こちらは一つ候補地になるかなというふうに思っておりますが、会議室に面した場所にもなっておりますので、会議途中の使用をどうするのかという点で非常にちょっと悩ましいところがございます。それと、こちらにも一定のイベントなどを開催する状況もございますので、そのイベントなどとの兼ね合いをどのように図っていくのかということ、それと、やはり歩かれる方ももちろんいらっしゃいます。駅のだんだん広場よりは少ないですけども、いらっしゃいます。したがって、そうした歩行動線との兼ね合い。これらの課題をうまく解決できれば、向かいたいと思うんですが、現時点においてちょっと悩ましいなというふうに今考えているところでございます。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 その2つが候補地の中の1つということでちょっとほっとしております。だんだん広場、こちら文化ホール前に比べてちょっと課題が多いようです。ちなみに、屋根の件なんですけど、だんだん広場はこれ、都市公園だからPark-PFIにしても12%という認識でよろしいですかね。そうですね。いいですか。

○岡田議長 伊達都市整備部長。

○伊達都市整備部長 そのとおりでございます。

○岡田議長 西野議員。

○西野議員 だんだん広場、P a r k - P F I を取り入れても屋根が敷地面積の12%ほどしかできない。それに比べて、文化ホール前広場では敷地面積の80%、屋根が設置できるということでございますので、これはちょっと非常に興味深く、また大きな可能性を感じさせる数字でございます。スケートボード施設としての活用にとどまらず、先ほど伊木市長が言われたように、音楽イベントやマルシェ、そして式典など様々な屋外イベントに対応できる広さと機能性を備えた空間として幅広い期待ができるものと考えます。

いずれにいたしても、「住んで楽しいまち よなご」、これの実現に向け、様々な可能性を検討し、市民からも市外の方からも選ばれるまち米子市、これを築いていきましょう。

以上をもちまして、私の1期目最後の質問を終わります。ありがとうございました。